

件名

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(持株レバレッジ比率の計算方法)		(持株レバレッジ比率の計算方法)
<p>第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二章に規定する国際統一基準をいう。）である連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「持株レバレッジ比率」という。）であつて、銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、第六条第六項の規定の適用があるときは、三・一五パーセント以上とする。</p>	<p>第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二章に規定する国際統一基準をいう。）である連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「持株レバレッジ比率」という。）であつて、銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率以上とする。</p>	<p>第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二章に規定する国際統一基準をいう。）である連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「持株レバレッジ比率」という。）であつて、銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、同号に定める比率に○・五を乗じて得た比率以上とする。ただし、同項ただし書に規定するときは、当該比率に○・〇五パーセントを加えて得た比率以上とする。</p>
(オン・バランス資産の額)		(オン・バランス資産の額)

第六条 「略」

〔2～5 略〕

6 日本銀行に対する預け金の額は、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案して別に定めるところにより、前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第六条 「同上」

〔2～5 同上〕

6 第二条第一項ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。